

糸魚川市地域活性化起業人（副業型・シニア型）募集要項 （事業承継支援事業）

本市では、糸魚川駅の周辺を「都市機能誘導区域」とし、商業の振興を図っています。しかしながら、経営者の高齢化や、後継者の不在により、この区域内で古くから愛され続けてきた商業施設が相次いで廃業しています。この状況を改善するため、市では事業承継の支援に取り組んでいますが、本区域内における事業承継を促進させるためには、本区域自体の魅力を高める取組みも同様に重要と考えています。この挑戦に協力いただける地域活性化起業人（副業型・シニア型）を以下のとおり募集します。

1 制度の概要

本事業は、国の「地域活性化起業人（副業型）制度」に基づき、三大都市圏又は三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する民間企業等（以下「派遣元企業」という。）に所属する（していた）個人のうち、副業型・シニア型として本市の業務に従事する者と本市が業務委託契約を締結するもの。

2 契約期間及び形態

- (1) 契約期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 契約形態 業務委託契約（個人契約）
 - ※ 活動内容に応じ必要な活動保険に加入すること。
 - ※ 令和9年4月1日以降の契約については、本事業の進捗状況や取組実績に応じて更新の要否を判断します。

3 応募要件

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 三大都市圏に所在する企業に勤務する（していた）方又は三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在地に所在する企業（本市と同一県内に所在する企業を除く）に勤務する（していた）方
 - ※ 三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する方も含む。
 - ※ シニア型の場合は、受け入れ開始日が在職していた企業等退職した日からおおむね5年以内であること。
 - ※ 現在、本市内に勤務する方及びフリーランス人材は除く。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (3) 契約期間で、継続して本市の業務に従事できる方。なお、本事業の進捗状況や取組実績に応じて3年まで延長できるものとする。

(4) 業務委託仕様書の「3 業務概要」に関する知見や実務経験、又は強い意欲をお持ちの方

(5) 本市での業務について、以下の要件を満たすことができる方

① 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うことができる方（オンライン勤務可）

② 本市に月1日以上滞在できる方（現地勤務）

※ 具体的な勤務日や勤務時間は、採用後に協議のうえ、決定します。

4 業務概要

下記(1)・(2)に関する業務を行うことで、糸魚川駅周辺エリアにおける事業・資産承継を支援し、商業の維持・発展を促進する。

(1) 糸魚川駅周辺エリアにおける商業活動の支援

当該エリア内で商業を営む事業者間の連携を促し、個店の魅力を向上させるとともに、エリアとしての価値を高めるための取組みを企画、誘発させる。

(2) 事業承継・資産承継ニーズの橋渡し

活動を通じて発見した事業承継や資産承継に関する売り手・買い手双方の支援ニーズを、適切な関係機関と繋げることで、エリア内の承継を促進させる。

5 質問の受付及び応募の方法

(1) 質問の受付

本募集の内容に関して質問がある場合は、電子メール（件名「地域活性化起業人に係る質問」として）で質問書を提出してください。

(2) 応募書類方法

次の書類を提出してください。

①糸魚川市地域活性化起業人（副業型・シニア型）申込書

②派遣元企業から副業の承諾を得ていることが分かる書類（任意様式）

③在職していた企業等を退職した日からおおむね5年以内であることがわかる書類

6 選考方法

書類審査後、オンライン面接等により選考します。選考後、受入条件等について協議を行ったうえで本市と契約を締結し、業務を開始します。

7 その他

(1) 本募集要項における地域活性化起業人の要件等は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に定めるところによります。

(2) 応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出いただいた書類は返却しません。

- (4) 申込書等の選考内容及び選考過程は原則非公開とします。また、選考結果に対して異議を申し立てることができないものとします。

8 書類提出先・お問合せ先

糸魚川市 産業労働課 産業政策係 担当：杉本
〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号
電話番号：025-552-1511（代表）
E-mail：kigyo@city.itoigawa.lg.jp